

第3次宇都宮市環境基本計画における環境配慮指針（案）について

1 環境配慮指針（以下「指針」という。）とは

市民・事業者・行政が基本計画に掲げる環境都市の姿や重点戦略等について共通の認識を持ちながら，良好な環境の創造，保全に取り組むため，日常生活や事業活動において取り組むべき具体的な取組を示し，市民・事業者の環境配慮に関する行動を促進するもの

2 指針の役割

- ・ 市民の日常生活における環境配慮行動を実践するためのガイドライン
- ・ 事業者の事業活動における環境配慮行動を実践してもらうためのガイドライン
- ・ 市役所が行う各分野の施策・事業等を環境に配慮されたものへと誘導するためのガイドライン

【図：基本計画と指針の関係イメージ】



3 新たな指針の方向性

(1) 見直しのポイント

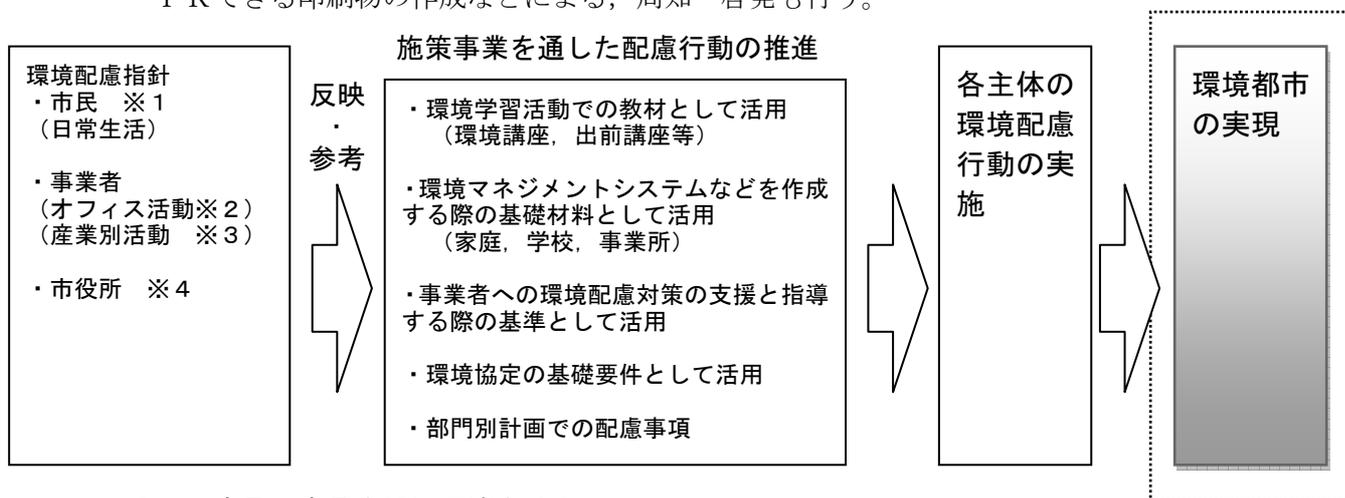
- ・ “環境都市の姿”の実現に向けた新たな視点を追加する。
⇒ 重点戦略に位置付けた内容の反映
- ・ 社会情勢や本市まちづくりとの整合を図る。
⇒ 新たな施策体系に基づいた内容を反映

【主な変更内容】

- 《追加》・ 気候変動への適応に関する内容を追加
⇒ 雨水の有効活用や異常気象等への備えなどを追加
- ・ 空き家等の本市施策事業に関する内容を追加
⇒ 周辺環境の適正管理などを追加
- ・ 電力小売の自由化などの社会情勢へ対応した内容の追加
⇒ エコなエネルギーの調達などを追加
- 《修正》・ LRT や蓄電池等の本市施策事業と併せて表現を修正
⇒ 再生可能エネルギーと併せた蓄電池等の利用推進や公共交通の利用推進に関する内容へと表現を修正
- ・ 生物多様性地域計画の策定と併せて範囲を拡大
⇒ 生物多様性に関する環境配慮指針に該当する項目の拡大

(2) 指針の活用方法

- ・ 環境学習の充実に合わせ、環境学習の場において積極的に指針を活用する。
- ・ 環境配慮行動の実践の場面で指針を活用してもらえるようにするため、指針をPRできる印刷物の作成などによる、周知・啓発も行う。



※1 市民：市民生活に関連するもの

※2 オフィス活動：事務所ビル，ホテル，旅館，劇場・娯楽場
飲食店，病院・医療関連施設，学校・試験研究機関 等

※3 産業別活動：農林業，鉱業・採石業，建設・製造業，卸・小売業，
廃棄物処理業，エネルギー供給業，運輸・流通業

※4 市役所：市役所の業務に関連するもの

4 指針（案）

別紙3のとおり